

## 福井市順化小学校 いじめ防止基本方針

平成26年4月	1日	策定
平成30年4月	4日	改訂
平成31年4月	1日	改訂
令和2年4月	1日	改訂
令和3年4月	1日	改訂
令和4年4月	1日	改訂
令和5年4月	1日	改訂
令和6年4月	1日	改訂
令和7年4月	1日	改訂

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するためのものです。

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題です。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず相談に応じることが大切です。

本校では、より一層生命や人権を大切にす精神を貫く教育実践を推進し、教職員自身が、児童を一人一人多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重します。

また、本校では、「仲間とささえ合い、ひとりひとり輝く子の育成」を教育目標とし、豊かな心とかしこさと、たくましく生きる力を身に付け、進んで行動できる子どもを育てるために、学力向上、心の育成、気力・体力向上、地域コミュニティを柱として日々の教育活動に取り組んでいます。他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」及びそうした心に従い勇気をもって行動できる人、いじめについて許されない行為であることを理解できる人を育てます。そして、市、市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

あらためて「いじめは重大な人権侵害事象である」との認識のもとに、ここに『福井市順化小学校いじめ防止基本方針』を定めます。

### 2 いじめの定義と判断

○「いじめ」とは、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを指します。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがあります。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

○ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

### 3 いじめの防止等のための具体的取組

#### (1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育の推進

##### ○ ほめて伸ばす教育

ふるさと教育や偉人の生き方に学ぶことを通して、人として大切なことを教えるとともに、芸術やスポーツ等も含め、児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

##### ○ インクルーシブ教育

発達障害等のある児童がいじめを受けることがあるため、障害への理解やそれぞれの個性や人格の違いを認め合う教育をします。

##### ○ 人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、児童が自分だけでなく、他の人の生命や人権を大切にする心を育てます。人権集会や人権週間を設定し、推進します。

##### ○ 体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動等を通して、同世代だけでなく、大人や障害のある人などとの心のふれ合いの機会を設け、児童が共に活動することに喜びや感動を得られるようにします。

##### ○ 道徳教育の推進

児童が、生活のために必要な習慣や態度を身につけ、人との関わり、人間としての在り方や生き方に関する認識を深めたり、児童の中に、自分の目標に向かってやり抜くためのたくましさ、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てたりします。

#### (2) 学校評価への位置づけ

○ いじめの防止等のための取組（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・スクールカウンセラーとの面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努めます。

##### ○ 評価項目

###### 【教職員】

- ・ 児童の人権意識が高まるように努めている。
- ・ 児童が自己肯定感を高め、自尊感情を育むように努めている。
- ・ 学年だより等で、いじめ防止の取組みを児童や保護者に伝えている。
- ・ 児童や保護者が相談しやすい環境づくりに努めている。
- ・ いじめを早期発見できるように、定期的にアンケートや面談を実施している。

- ・児童に不適切な言動があった場合、その場で注意・指導している。
- ・いじめの行為が疑われる場合、一人で抱え込まずに、速やかに学校の「いじめ防止対策委員会」に報告している。
- ・いじめに係る情報が学校の中で共有され、解消に向けて組織的に対処している。
- ・マニュアルや年間行動計画にしたがって適切に対応している。
- ・いじめ防止等について、校内研修に取り組んでいる。
- ・人権週間や集会を設定し、友だちのよさや友だちの新しい発見ができるよう全校で取り組んでいる。

#### 【児童】

- ・いじめの行為を見聞きした場合、速やかに先生や保護者等に伝えることを心がけている。
- ・学校（先生）は、悩みや不安を相談しやすい。
- ・学校以外にも相談できるところがあることを知っている。
- ・アンケートや面談を通して、悩みや不安を先生に伝えている。

#### 【保護者】

- ・学校は、子どもの気がかりなことを相談しやすい体制を整えている。
- ・学校は、自校の教育相談担当者を含め、複数の相談機関を紹介している。
- ・学校は、いじめ防止等のための取組を、学校ホームページや学年だより等で、児童や保護者に伝えている。
- ・学校は、アンケートや面談を定期的実施する等、子どもの不安等を把握する取組を行っている。

### (3) いじめの未然防止

#### ○授業改善

すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について常に研究し、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努めます。

#### ○いじめの起きない学校・学級づくり

異学年学習、縦割り班活動等を通して、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進めます。

#### ○児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組を推進します。

#### ○意識調査を活用した集団づくり

定期的に、「学校が楽しいか」「みんなで何かするのは楽しいか」「授業に主体的に取り組んでいるか」「授業がよくわかるか」などの項目で「意識調査」を実施し、学校や学級の状態を把握します。その結果をもとに未然防止に関わる活動を強化していきます。

#### ○開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者、地域住民等の理解や協力を求めます。

#### ○インターネットの利用に関するルール

児童がインターネットの利用について自分で考えるための指導や、家庭でのインターネッ

ト利用に関するルールづくりの働きかけを行い、児童や保護者がインターネットの危険性や注意点等について共に考える機会を設けるなど、インターネット上のいじめ予防に向けた啓発に努めます。

#### ○児童理解と組織的対応

特に配慮が必要な児童について、日常的に、児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

特に配慮が必要な児童とは、

- ・発達障害を含む、障害のある児童
- ・海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
- ・性同一障害や性的傾向・性自認にかかる児童
- ・東日本大震災により被災した児童または原子力発電所事故により避難している児童
- ・感染症に罹患した、あるいは感染の疑いのある児童

#### ○学校評価への位置づけ

学校評価の結果を鑑み、いじめ防止策を含めた教育活動全体が機能しているかを確認し、取組の改善に努めます。

### (4) いじめの早期発見

#### ○積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

#### ○自己チェックの活用

児童が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。

#### ○アンケートの実施

定期的にいじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。

#### ○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。カウンセラーによる全校一人一人面談や個人別面談を図ります。

#### ○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

### (5) いじめの事案対応

#### ○適切な対応のための情報共有

いじめの訴えがあった場合やいじめの兆候を発見した場合には、いじめられた児童の立場に立って適切に対応するとともに、特定の教職員で抱え込まず、速やかに情報を共有するとともに組織的な対応につなげます。

○「いじめ対応サポート班」

いじめの事案を確認した場合、「いじめサポート班」を組織し、当該事案への対応策を協議し、個別面談や情報収集等の役割分担を決めチームでサポートします。

○被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。

○警察との連携（法的機関との連携）

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきものや、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるようなものが含まれる場合、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとります。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず十分な効果を上げることが困難な場合には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生委員・民生児童委員等との連携を進めます。

## （6）いじめの解消

○いじめの解消の要件

いじめの解消については、以下の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

- ①いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。
- ②被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

## （7）いじめによる重大事態への対処

○いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行います。

- ・重大事態が発生した旨を市教育委員会に速やかに報告するとともに、「いじめ防止対策委員会」において、いじめ事案の実態等を調査します。
- ・教育委員会は、学校からの報告を受け、事態発生について市長へ報告するとともに、教育委員会は、県教育委員会へ報告します。

○いじめにより、「生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合」、教育委員会は、速やかに「検証委員会」を設置し、当該重大事態に係る事実関係の調査・検証を行い、必要な措置を講じます。

○教育委員会、学校はいじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、関係者の個人情報に十分配慮しながら、情報を適切に提供します。

- ・教育委員会は、調査結果について市長に報告するとともに、県教育委員会へ報告します。
- ・教育委員会は、調査結果に基づき、必要と認める場合には、専門家の派遣による重点的

な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の人的体制の強化、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーターなど外部専門家の追加派遣等を行います。

- ・重大事態に係る調査結果の報告を受けた市長は、必要があると認める場合は、再調査のための委員会を設けます。
- ・市長、教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限および責任において、当該調査に係る重大事態への対処または同種の発生の防止のために必要な措置を講じます。

#### 4 いじめの防止等のための組織の設置および関係機関等の連携

##### (1) いじめ防止対策委員会の設置

いじめの防止等に向けて組織的かつ実効的な対応を行うため、「いじめ防止対策委員会」を常設し、いじめの未然防止や早期発見、事案対処についての指導方針を定期的に協議します。

(構成員) 校長、教頭、生徒指導主事、教育相談担当、PTA等の関係者 等

##### (活 動)

- 学校基本方針に基づく取組の実施
- いじめ防止基本方針の策定と更新
- 具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- いじめの疑いに係る情報があった時の対応
  - ・いじめの情報の迅速な共有
  - ・関係のある児童への事実関係の聴取
  - ・指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携
- いじめ対応サポート班立ち上げ
- 重大事態発生の場合、市教委への報告

##### (2) いじめ対応サポート班

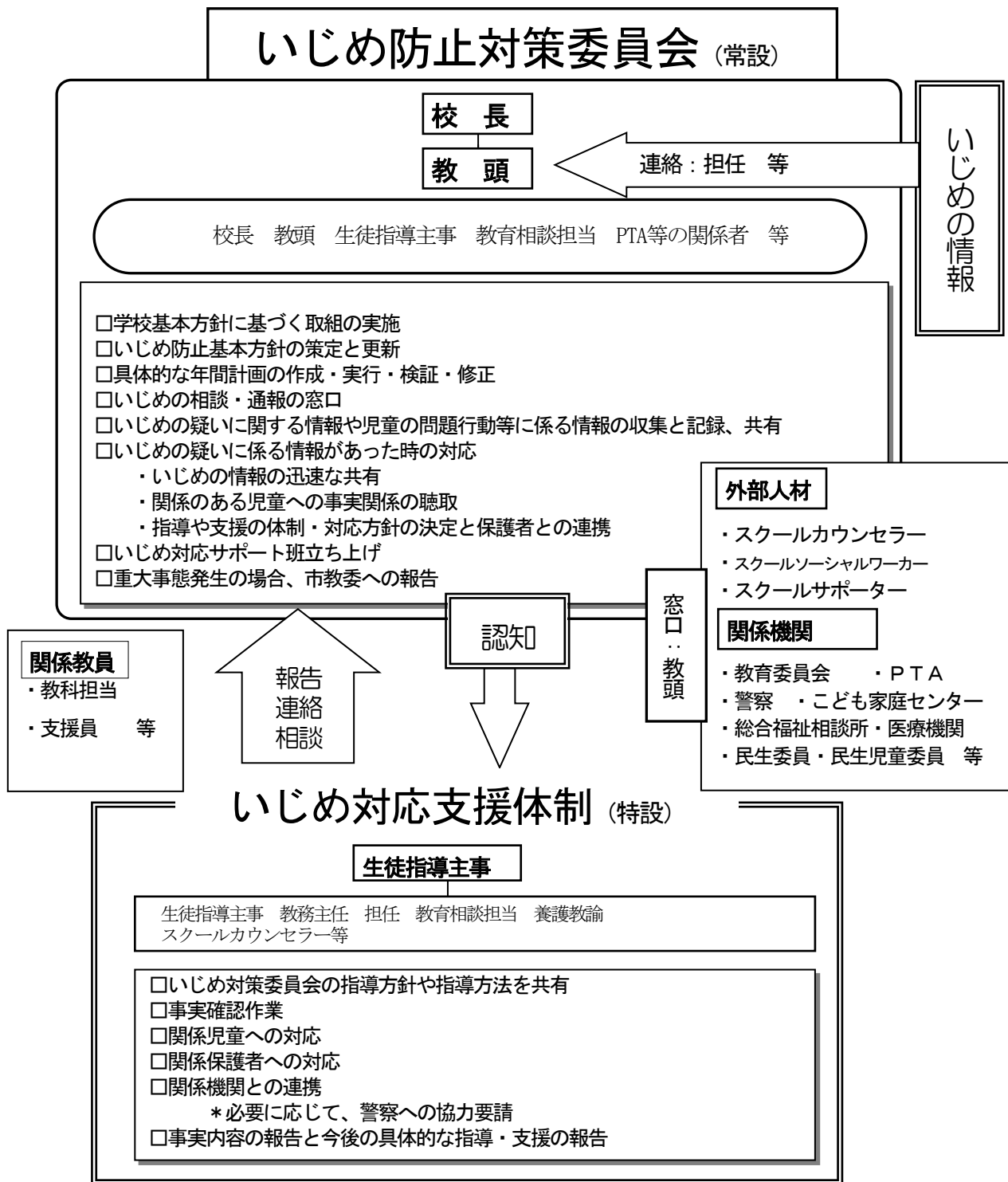
いじめが起きたとき、「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行います。

(構成員) 生徒指導主事、教務主任、担任、教育相談担当、養護教諭、  
スクールカウンセラー等

##### (活 動)

- 当該いじめ事案の対応方針の決定、指導方法の共有
- 事実関係を把握する
- 関係児童、保護者への対応
- 外部人材や関係機関との連携（必要に応じて警察への協力要請）
- 事実内容の報告と具体的な指導・継続的な支援の報告

##### (3) 組織図 P7 参照



(4) 家庭、地域、関係機関との連携、学校相互感の連携協力

- いじめの問題について、PTA や地域の関係団体等と協議する機会を設け、家庭や地域と連携したいじめ対策を推進します。
- 日ごろから警察や児童相談所等との円滑な連携を図るため、関係機関の担当者との情報交換の場や連絡会議等を計画的に開催します。
- いじめを受けた児童といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、適切な支援や指導・助言を行うことができるようにするため、日ごろから学校相互の連携協力体制を整備します。

5 いじめ対策の年間行動計画  
【4～6月】

	教員の動き等	児童の活動 等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4月	<p>いじめ防止対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定</p> <p>↓</p> <p>職員会議 ・年間計画周知 ・教員の意識点検</p> <p>↓</p> <p>PTA総会</p> <p>いじめ対応支援体制 ・起きた時に即対応</p>	<p>いじめの自己チェック (いじめの具体的な行動について知る)</p> <p>アンケート調査 → 報告</p> <p>委員会活動 ・児童自らの運営 ・教育相談とリンクして</p>					
5月	<p>いじめ防止対策委員会 ・毎月のアンケート調査等をもとに、定期的に状況把握</p> <p>校内研修 ・道徳教育 ・人権教育 ・読書指導 1年間全体の人権教育、道徳や著書活動の計画を作成確認</p>	<p>アンケート調査 → 報告</p> <p>たてわり遊び ・自主的な活動 ・絆づくり</p> <p>たてわり活動スタート ・自主的な活動 ・絆づくり ・リーダーの育成</p> <p>全校カウンセリング</p> <p>教育相談：担任と児童の面談習慣</p>					
6月	<p>いじめ防止対策委員会 ・定期的に状況把握 ・夏期休業前指導</p> <p>授業研究 ・授業改善 ・学習規律 子供の居場所、絆づくりを意識した授業のあり方を公開授業形式で実施、全員が公開</p>	<p>アンケート調査 → 報告</p> <p>特別支援学級在籍児童の理解授業</p> <p>全校カウンセリング</p>					



【7～9月】

	教員の動き等	児童の活動 等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7月	<p>いじめ防止対策委員会 ・定期的に情報把握</p> <p>取組評価アンケート分析 ・同じ項目で ・未然防止に生かす</p> <p>授業研究</p> <p>保護者懇談会 ・情報や意見収集</p>	<p>アンケート調査 → 報告</p> <p>縦わり体育等計画 ・コミュニケーション力育成 ・自主的な計画づくり</p> <p>情報モラル講習会</p> <p>ひまわり教室 お金やネットに関わるトラブル の実例と対処法</p>					
8月	<p>いじめ防止対策委員会 ・取組評価アンケートの 分析等をもとにした振り返り ↓ 職員会議 ・重点時刻確認</p> <p>校内研修 いじめに関する研修 ・1学期の反省 ・2学期からの取組 ・教員の意識点検</p>	<p>アンケート調査 → 報告</p> <p>家庭訪問（必要な場合） ・休み中だけでなく普段の様子も ・クラスや地域の子どもの状況も把握</p>					
9月	<p>情報発信 ・評価アンケート結果 ・学校再開時の取組等</p> <p>授業研究</p> <p>いじめ防止対策委員会 ・定期的に状況把握</p>	<p>アンケート調査 → 報告</p> <p>校内体育大会にむけた応援練習 たてわり活動 ・自主的な活動 ・絆づくり ・リーダーの育成</p> <p>エンカ ウンタ ー</p>					

【10～12月】

	教員の動き等	児童の活動 等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10月	<p>いじめ防止対策委員会 ・定期的に状況把握</p> <p>授業研究</p> <p>あゆみ等で情報発信</p>	<p>いじめの自己チェック (いじめの具体的な行動について知る)</p> <p>アンケート調査 → 報告</p>					
		<p>エンカ ウンタ ー</p> <p>体育大会 園児との交 流</p>	<p>まちた んけん 交流</p>		<p>エンカ ウンタ ー</p>	<p>宿泊体験学 習 ・絆づくり ・自主的活 動</p>	<p>校内体育大 会 ・絆づくり ・自主的活 動 ・リーダー 育成取組</p>
11月	<p>いじめ防止対策委員会 ・定期的に状況把握</p> <p>授業研究</p> <p>校内研修 ・人権教育・人権週間 に関する校内研修会 ・全校道徳週間 ・人権集会の持ち方</p>	<p>教育相談：担任と児童の面談習慣</p>					
		<p>エンカ ウンタ ー</p>		<p>エンカ ウンタ ー</p>		<p>・共生社 会の学び ・コミュニ ケーション 力育成 ・自主的活 動</p>	<p>修学旅行 ・自主的計 画、運営 ・コミュニ ケーション活 動の工夫</p>
12月	<p>いじめ防止対策委員会 ・定期的に状況把握</p> <p>取組評価アンケート分析 ・同じ項目で ・1学期との比較</p> <p>保護者懇談会 ・情報や意見収集</p>	<p>人権週間の取組 ・人権集会 ・人権作文発表会 ・全校道徳 ・委員会活動</p> <p>アンケート調査 → 報告</p>					
				<p>ひまわり教 室 お金やネッ トに関わる トラブルの 実例と対処 法</p>		<p>・共生社 会の学び ・コミュ ニケーシ ョン力育 成 ・自主的 活動</p>	

【1～3月】

	教員の動き等	児童の活動 等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1月	<p>いじめ防止対策委員会 ・取組についての振り返り ↓ 職員会議 ・重点事項確認</p> <p>情報発信 ・評価アンケート結果</p>	<p>いじめの自己チェック (いじめの具体的な行動について知る)</p> <p>アンケート調査 → 報告</p> <p>エンカウター</p>					
2月	<p>いじめ防止対策委員会 ・定期的に状況把握</p> <p>校内研修 ・道徳教育 ・人権教育 ・読書指導 1年間全体の人権教育、道徳や著書活動の計画を作成確認</p>	<p>アンケート調査 → 報告</p> <p>新入生交流会 ・新たな絆づくり ・異校種生との交流</p> <p>新入生説明会 ・新たな絆づくり ・異校種生との交流</p> <p>6年生を送る会 ・感謝の心 ・次の学年の自覚</p>					
3月	<p>取組評価アンケート分析 ・同じ項目で ・年間での比較</p> <p>いじめ防止対策委員会 ・年度の振り返り ・新年度に向けて計画の見直し ↓ 職員会議 ・課題確認 ・計画確認</p> <p>情報発信 ・評価アンケート結果</p>	<p>アンケート調査 → 報告</p> <p>卒業式 ・感謝の気持ち ・次年度への抱負</p>					